

質問及び回答（札幌市中央卸売市場で使用する電力）

平成 29 年 7 月 12 日

- 1 契約書(案)第4条について、弊社は契約保証金の納付を免除されるとの認識でよいか。

(回 答)

貴社は、現時点では札幌市契約規則第25条第3号に該当することから、契約保証金の全部の納付を免除することができると思われまます（別紙資料参照）。

- 2 契約書(案)第7条2について、弊社が落札した際は弊社約款の「契約超過金」の取扱いでよいか。

(回 答)

貴社約款の「契約超過金」の取扱いで結構です。

- 3 契約書(案)第11条の2について、(1)(2)(3)(4)の各料金（端数あり）を合算した後、円未満を切り捨てするとあるが、(1)(2)(3)の各料金（端数あり）を合算した額を円未満で切り捨てし、(4)のみを円未満で切り捨てした額と合算するという内容に修正可能か。不可であれば、(4)の「電気事業者による」という文言で、弊社の算定方法に基づき(4)のみで円未満切り捨てという解釈でよいか。

(回 答)

(1)(2)(3)の各料金（端数あり）を合算した額を円未満で切り捨てし、(4)のみを円未満で切り捨てした額と合算するという内容に修正することは可能です。

- 4 契約書(案)第22条2について、弊社電力契約標準約款（特別高圧）（平成28年4月1日実施）を準拠するという認識でよいか。また、その旨を明記することは可能か。

(回 答)

貴社電力契約標準約款（特別高圧）（平成28年4月1日実施）を準拠するという認識で結構です。また、その旨を明記することは可能です。

○札幌市契約規則

平成4年3月24日規則第9号

(契約保証金の納付の免除)

第25条 前条の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 競争入札の参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、契約金額が50万円未満であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 物品を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき。